

も指摘するように、今日の高度情報社会は、「現実」の様相を多元化し、メディアと「現実」の境界もぼやけて、あらゆるものがボーダレスになりつつある時代である。メディアを抜きにした「現実」はもはやありえない。大人を含めて古典的な「生活」の輪郭が溶解し、人々の「生活」が消費社会とメディアのなかに呑み込まれつつある。まさにこうした文明状況下に、子どもは置かれている。こうしたなかで、学校の「生活科」だけで子どもの「生活」の再建を試みることは、ほとんど絶望に等しい営みでしかないといっよいであらう。

【参考文献】 Krauth, G. *Leben, Arbeit und Projekt*, Peter Lang 1985/Hentig, H.von. *Das allmähliche Verschwinden der Wirklichkeit*, Hanser 1987/Oelkers, J., *Reformpädagogik*, Juventa 1989/Breß, H., *Ergebnispädagogik und ökologische Bildung*, Luchterhand 1994/清水博『生命と場所——意味を創出する関係科学』NTT出版 1992/メイヨー, K.C., エドワード, A.C. (梅根悟・石原静子訳)『デューイ実験学校』明治図書 1978/ボードリヤール, J. (今村仁司・塚原史訳)『消費社会の神話と構造』紀伊国屋書店 1979

【関連項目】 作業 (労作) / 自発性 (高橋勝)

正義

羅 *justitia* / 英・仏 *justice* / 独 *Gerechtigkeit*

▶ **正義の規範性と多元性** 正義は、ものごとの善悪を判断する基準の一つであり、社会の運営システムの妥当性を問いただす基礎的な基準である。この意味で、正義は倫理的な価値判断の究極の規範であるが、日常の社会生活が順調に推移しているとき、その存在が意識されることはない。正義が問われるのは、人びとの間の共通の社会認識が失われ、もはや慣習への回帰や法規の適用だけでは、教育の望ましいあり方が再建できないときである。「正義」の名での裁定には、「ジャスティス」が正義とともに裁判官をも意味するように、客観性と中立性が想定されるものの、それが個人の判断基準を超える普遍性をもつ

かどうかの疑問は拭えない。「正義」の名での裁定にも多元性は免れず、思想史の観点からの解釈に委ねられる余地がある。その解釈の類型として、①自由と平等との均衡に正義を求め、不平等の解消を社会全体の課題として再分配政策を正当化するリベラリズム、②個人の所有権の絶対的不可侵性に正義を基礎づけ、政府による再分配政策を拒否するリベタリアニズム、③共同体への帰属性に正義の原点を求めるコミュニタリアニズムが挙げられる。ジョン・ロールズ、ロバート・ノージック、マイケル・サンデルがそれぞれの代表的な論者である。

▶ **正義の思想的源泉** リベラリズムの正義論は、近代の社会契約説に淵源がある。絶対王政から解放された人民が、新たに市民社会を構成するにあたり、おたがいに自身の利害や属性を配慮することなく、全体の幸福の実現のために互恵的な契約を交わす。ジャン＝ジャック・ルソーは、全体意思の上部に一般意思を想定することによって、特定の人びとに権力が握られることを回避しようとした。この権力の実体化を牽制するのが「正義」である。リベタリアニズムの正義論は、ジョン・ロックの労働価値説と所有論を引き継いでいる。ロックは、身体が自己所有に属するように、自然の無主物に労働を投下することによって得た財にも、所有権が発生するとみなし、自由意思による財の処分と交換も正義に基づくものとした。コミュニタリアニズムの正義論は、人間を「ポリス的存在」とみなすアリストテレス主義を引き継ぎ、帰属する共同体から抽象して個人の価値判断の自律性を論じるのは、「負荷なき個人」という架空の存在を想定するものだとしている。

▶ **正義とケア** いずれの思想的源泉から導かれるにしろ、正義の倫理は客観的で超越的な価値基準であることを目指し、公共空間での人びとの関係を律していく。これに対してフェミニズムの論者は、人びとが公/私生活圏の境界を超えてケアレケアされる関係性のなかで生きていることに、倫理の根源をみ

る。1980、90年代以降、上述の正義論の思想対立に加えて、正義の倫理か、ケアの倫理かの論争も起きている。

【参考文献】 ジョン・ロールズ (川本隆史・福岡聡・神島裕子訳)『正義論 改訂版』紀伊国屋書店 2010/宮寺晃夫『教育の正義論 平等・公共性・統合』勁草書房 2014

【関連項目】 共同体/ケア/リベラリズム/ルソー/ロック (宮寺晃夫)

政治と教育

英 *politics and education* / 独 *Politik und Erziehung*

▶ **教育学と政治学の交叉** 歴史的に見れば政治学と教育学の関係は深い。その源流をさかのぼれば、プラトン (Platon) の『国家』第7巻における洞窟の比喩で有名な教育論は、国を守る「哲人王」が善のアイデアを観想するためにこそ示されたものであったし、そもそも彼が築いたアカデメイアは理想的な統治者らを育成するという意味で多分に政治学校たる色合いを帯びたものであった。同様にアリストテレス (Aristoteles) は『政治学』第8巻にて、政治と教育とを結びつける地平で「国家全体の目的」に即した公教育の可能性をはじめて説いている。その後時代を下っても、政治について考究しながら教育について述べ、また教育を論じつつ政治を参照するといった思想家はじつに多く、とりわけ後世に大きな影響を与えた論者だけでも、ロック (Locke, J.) やルソー (Rousseau, J.-J.), シュライエルマッハー (Schleiermacher, F.), そしてアルチュセール (Althusser, L.P.), さらにデューイ (Dewey, J.) など名だたる面々を数えることができる。とりわけ17世紀後半から18世紀にかけての啓蒙の時代には、道徳的・治安維持的な観点から労働者階級を対象とした義務的な公教育と資本家層への私教育の二層的な教育の制度導入を示唆したアダム・スミス (Smith, A.) や、人間の理性を遍く十全に発現させることを念頭に徹底した公教育の整備普及を政治家レベルで

主張したコンドルセ (Condorcet, M.J.A.N. de C.) など、明確な国家観に基づきながら政治と教育についての思考を重ね合わせ、具体的な公教育のかたちを正面から展望する思想家らが現れた。

▶ **教育の脱政治化** けれども宮寺晃夫 (2007) が指摘するように、このような政治と教育とを重ね論じようとする構想はある意味において近年「萎えて」しまっている。とくに第二次世界大戦後の日本においては特殊な状況が存在していた。すなわち左からは大戦前の国民教育への忌避感ゆえに、そして右からは日教組等の革新イデオロギーが浸潤してしまうことを恐れて、政治についてのさまざまな語り教育の場からアレルギー的に長く退けられてきた。理論レベルにおいては、アメリカ発の政治的社会化に関する諸研究やマルクス主義的な国民統合装置としての学校理解の紹介・応用などが認められるが、政治と教育の直接のかかわり、さらに言えば政治教育の可能性について、この時期積極的に論じた思想家は——蠟山政道など少数の例外はいるにせよ——決して多くはなかった。なにより多分に解放的な側面を含み持っていたいわゆる戦後教育学にしても、「公儀」としては政治的中立を標榜し続けた。本来、教育基本法の第14条 (旧法第8条) 第1項に「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と謳われているとおり政治教育を論じることは何ら妨げられるところではないのだが、同条第2項で注意される政治的中立性の問題もあり、具体的な展開においては一定の難しさがあった。

▶ **現代日本における教育と政治** しかし現在、状況は変わりつつある。社会の多様な変化や「新しい学力観」をふまえて文部科学省は、イギリスにおけるクリック・レポート等で提案されたシティズンシップ教育にも範を得ながら、成熟した市民社会に対応するための公共的かつ主体的な力の涵養を重視しはじめている。また2015年、改正公職選挙法が成立し、選挙権付与対象の下限年齢が20歳